

「講座制」の歴史的研究序説

一 日 本 の 場 合 (1) —

寺 崎 昌 男*

は じ め に

研究の現状と課題

1968—69年の大学紛争のなかで、「教授会自治」のあり方となるんで、「講座制」ほど論議——むしろ論難——の対象になったものはない。講座セクシヨナリズムと現代科学の矛盾、教授ヘルシャフトの非合理性と非人間性の問題、講座が教授会自治の実質的基盤であることによってもたらされる無原則的产学協同の問題など、あらゆる問題がいっきょに露呈された。とりわけ、若手研究者・大学院生たちによって行われた「講座制」がかれらに何をもたらしてきたか、現にもたらしつつあるかについての「告発」はあってなく激しいものであり、闘争の中で、この制度に関するかなりに体系的な検討も行われ、文章化されている。¹⁾

その後、各大学で行われてきた改革案作成のなかでも、講座制の改廃は一つの大きな焦点となっているようと思われる。これまで講座制を研究教育の基礎単位としてきたいわゆる「旧帝大」においても、これを廢止する方向の改革案がほぼ共通に提出されているようである。たとえば、東京大学の大学改革準備調査会の第一次報告書を例にとれば、次のような論述を見出すことができる。

すなわち、講座制は、現状においてもその「弾力的運用」を通じてすでに原型をとどめないまでに変容し、「過半数の学部・研究所では、講座は、主として教官定員・予算の積算の基礎と考えられているにすぎない」のが実情であるが、それでもなお講座制の存在自体が「学問の進歩、専門分化に適した教官の獲得を困難にし、教育の質的低下、専門分野の研究者養成に大きな障害となっている」。結局、「さまざまな必要によって講座制が事实上大きく変形しているとすれば、いまや講座制を今後とも維持する積極的理由はほとんどないといわなければならない」²⁾と。

このような見解を代表例として、多くの大学改革案³⁾において、講座制は否定ないし廃止の方向でとらえられており、さらに、伝えられる筑波新大学構想にいたっては、学系学群制の採用によって、講座制は

その痕跡さえとどめないものとなっている⁴⁾。

しかし講座制がもろもろの弊害を生みやすい制度であること、研究組織としても教育組織としても、現代の研究=教育の実態に適合しなくなっていることについて、日本の大学関係者の間では共通の認識が生まれているとみてよいのだろうか。そこで論議は、はたして「講座制」という制度がさまざまの学問領域における研究と教育にとってどのような機能と限界をもつかについての客観的な検討を経てなされているのであろうか。

筆者は、戦前戦後にかけての日本の大学史関係の文献をあとづけてきた者の一人として、これらの点に大きな疑問をもつ。それは、次のような論拠によるものである。

(→ 68—69年の大学紛争のわずか5年前、1962—63年の「大学管理法」問題に際して、「教授会自治」のあり方をめぐって、さまざまの議論が行われた。しかし、その際においても、講座制の問題点については、全大学的規模で問題となったことはほとんどなかった。むしろ、ある専門分野においては、講座制—教授会自治制にもとづく研究体制に何の弊害も認められない、それはこの制度が学問研究の論理に最もふさわしい制度であるからだ、という反論が発せられ、最終的にはその論理が、大学管理法の制定という政府側の政策意図をおし返したものであった。紛争がいかに激烈なものであったとはいえ、わずか5~6年の間に、現状の認識とそれを支える制度への評価が逆転し、制度改革の結論が一変するということは、少なくとも常識的には信じがたい。

いったい、講座制は、あらゆる専門分野、あらゆる機関（学部、大学院、附置研究所等々）においてひとしひに「廃止」されねばならないのであろうか。

(口) 一方、戦後の日本において、講座制に対しては、批判と改革の運動があった。名古屋帝大理学部や京都帝大理学部動物学教室の行なった講座制の改革はその代表的なものである。それらは、予算の積算基礎としての、また教官定員としての講座制は残しておき、大学内における研究組織としての講座制の民主的運営によってその内実を変えていくとするものであっ

*財団法人野間教育研究所

た⁵⁾。講座制批判論の所論をたどればさらに数多いが、たとえば、1948年、千家達郎は、講座制は担任教授による専制的な大学運営をもたらしやすい制度であり、学問研究の自由を拘束する結果を生じる、と指摘し、その打破のためには「教授以下の研究員等々の最低生活が国家によって保障されることを基盤に、その上に講座制が民主的に運営されるか、あるいはまた、講座制に代わる定員制と研究グループ制の採用が提唱される」⁶⁾と述べた。その後とくに自然科学系の諸学部学科の中からは、講座制の弊害に対する批判が次ぎ次ぎに出され、講座制は、事実上その形を変えている場合も少なくない。それらは東大報告書にいうところの「変容」というよりも、正確には講座制「改革」の運動と理論の系譜としてとらえるべきものである。「変容」の実状認識から一挙に「廃止」へと収斂されていったかにみえる前記の改革案論議の過程で、このような講座制改革の歴史的経験はどのように位置づけられたのであろうか。これが第二の疑問である。

(3) より本質的な問題として、現在講座制がもたらしつつあるとされるさまざまの弊害は、もっぱら講座制のゆえにもたらされたものであろうか。一般にある制度の廃止が結論されるためには、その制度によってもたされつつある弊害と制度自体との必然的な因果連関が証明される必要があり、しかもその連関は、特徴的な事例に即してだけでなく、一般的、普遍的連関として論証される必要があろう。しかし、講座制に関する論議は、この論証に成功しているとは必ずしもみられない。

たとえば、講座制が大学人事の停滞と閉鎖性の基盤であるという論議がある。これはあらゆる専門分野でそうなのであろうか。しばしば指摘される自然科学の特定分野についてではあってはまでも、同じことが事実上1人1講座制に近い形態をとる法学の分野にもあてはまるといえるだろうか⁷⁾。また、講座制にともなう教官ポストの限定ゆえに有能な若年研究者の昇進の機会が遅れ、学問研究の進歩についてゆけないという批判もある。しかし、この問題の因由はむしろ、現在の日本の講座制が教授1—助教授1—助手1というように外国大学の講座制度と比べて著しく変則的なかたちで、教官定員とわかつがたく制度化されていること、および、日本においては大学のみならず、産業界・官庁等においても終身雇傭という雇傭形態が一般的であるという点に求めなければならないのではないか。すなわち、わが国的一般的雇傭形態（ないし慣行）と、変則的「講座制」との結合が問題の根源なのであって、講座制の改革可能性を否定して一挙にこれを廃止するほどの論拠になるとは考えにくいのである。教授の

ボス支配、封建的人間関係等々の弊害にしても同様であって、それらが講座制の存在によって強められるという側面は否定できないにしても、それは日本社会に特有の伝統的人間関係の、さらに特殊的なあらわれとみるべきではなかろうか。

このように考えてみると、講座制に関する客観的かつ学問的な検討課題はまだ多くのこされており、当面の改革案作成作業のための学問的前提は、なおきわめてせい弱であるといわなければならない。筆者はもちろん、現在の大学における研究教育体制が深刻な問題をはらんでいるという認識については多くの論者と共通している。しかもなお、講座制の現状の分析やその専門分野毎のメリットとデメリットの吟味、さらに改革の可能性の吟味と歴史的成果の総括的検討を捨象した立論には、上記のような問題点を見出さずにはいられないである。

講座制の制度としての行きづまりと、その改革の必要性と可能性、さらに廃止の当否如何といった問題を真に学問的な基礎の上に考えてゆくためには、次のような諸点について実証的な研究が必要ではあるまいか。

(1) 講座制の発生・展開・変容過程に関する比較制度史的研究

講座制はいうまでもなく西欧の大学にその起源をもつ。どのような大学史的状況のもとで、どのような制度のもとにそれは発生したのか、また、近世から近代にいたる大学の展開のなかでそれはどのような展開をとげ、どのように変容してきたのか。その展開と変容には、どのような政治的・学問的・教育的インパクトが働いたのか、また、当代の学問・教育に対して講座制はどのような影響を与えたか、等についての実証的数据をふまえた研究が必要である。あらゆる大学制度と同じく、講座制も長い歴史をもっており、しかもその制度的形態と機能は大きく変遷してきた。それを上述のような観点から追求するしごとは、不可欠であろう⁸⁾。

(2) わが国における講座制の導入とその後の展開に関する研究

講座制は、1890年代、日本の大学に導入された。そのときの欧米の制度的モデルは何であり、どのような政策意図にもとづいて導入されたのか、それはまた、その後の80年の大学史のなかでどのような展開と変容をとげてきたのか。その過程の中に講座制の日本の特質というべきものがあったかどうか、あったとすればそれは何か。とりわけ、第2次世界大戦後の大学改革の中で講座制の改革がなされなかつた理由は何か。このような問題を明確にフォローす

る必要がある⁹⁾。その際とりわけ次のような視点がぜひ必要であると思う。第一、学問の専門領域毎にどのような差異があったか。第二、変化の動因は何であり、導入・変容・改革のイニシアチブは誰によってとられてきたのか。

(3) わが国および世界における講座制の現在的状況と問題点に関する研究

今日いったい、世界の諸大学において“講座”はどうなっているのか。研究教育体制の一環としてそれにはどのような問題点があるか。講座のない手としての教員、教育のうけ手としての学部（アンダーグラジュエート）の学生、および大学院生や若い研究者にとっての問題点は何か。これらをとくに学問分野毎に明かにすること。

このような諸点が明かになってはじめて、われわれは「講座制」の将来を卜することができるであろう。それは当然、「講座制」の問題だけでなく、およそ大学における研究教育体制そのもののあり方を考えゆくことになろう。要するに、学問(史)的現点と大学教育論的現点とを媒介させた「講座制」の検討が求められているのである。研究と教育という大学独自の機能を保障する制度の探究という視座が必要となってくると考える。それは、「講座制」を単に大学内の人的組織あるいは管理組織の側面からだけ評価したり批判したりすることとは異なるのである。

以下、筆者は、2、3号にわたって(2)の問題をとくに考えていくことにする。当然その前提としては、(1)の比較制度史的考察が必要だとは思うが、今の私の能力では充分にこなすことができない。それはむしろ、多数の外国大学研究者との共同作業となるから、今後に期待することにして、(2)をあつかう中で必要に応じてふれることとする¹⁰⁾。

註)

- 1) その一つの代表的な例としては、東京大学工学部ストライキ実行委員会が1968年にまとめた「講座制の研究」（『東大解体の論理』日本の大学革命4、日本評論社、昭和44年刊、241～250頁）がある。講座制の歴史、講座制の現状、講座制の弊害の3項目から成る着実な検討で、講座制の弊害として(i)壁=割拠性、(ii)学生定員、(iii)徒弟制度、(iv)人事、(v)学位論文審査、(vi)講座の私物化、(vii)教授の権威の基礎、(viii)教授会の自治と講座制の癒着、の8点にわたる批判を加えている。

- 2) 『東京大学改革準備調査会報告書』（東大問題資料3、東京大学出版会、1969年刊）115頁。ただ

し、もちろんのことだが、東京大学全学において講座制廃止の方向で合意が成立しているというのではないと思われる。たとえば、工学部の一教官は、講座制の批判者はその前提として代替案提出の義務があるという主張のもとに、「学問的に近接した2～4の講座が集まり、研究と人事の決定を行なう単位体」としての「大講座」と、大学院生の自主的な、研究費的基礎をもつ単位体としての「研究グループ」とを結合した〔大講座+研究グループ制〕を提案している。（渡辺茂「教育・研究・管理の現代化」森口繁一編『工学部の研究と教育』、東京大学出版会、1971年刊）

また、同大学大学院生協議会委員会は、改革準備調査会第一次報告書への批判（『民主化なき「改革」の危険な陥りopath』1969年12月、孔版）のなかで、次のように批判している。

そもそも『講座制』を、教官の地位区分の問題として扱うことの当否も問われねばならないだろう。「報告書」が挙げる限りでの「講座制」の弊害の指摘から言えば、その「解体」は必ずしも必要とはしない。「講座制」の弊害はその構成員の問題としては若手研究者においてこそ集中的に現われている。それは、自由で流動的な自主的研究集団の形成の妨げとなって学問研究発展の桎梏となっていることがある。その意味で、「講座制」は基本的方向として廃止すべきものと考えるが、その弊害を構成員の民主主義的運営によって実質的に打破している実践に学びつく、それに対処することを当面もっと重視すべきであろう。勿論それにとどまつてはならない。われわれの各単位での民主化の闘争の実践は、「講座制」問題においても、その根本的改革を迫る性質のものなのである。

更に、「講座制」について言えば、東大内においても厳存している（教養学部の場合）「科目制」との格差の是正、改善や、全国的には、教員養成系大学における教育内容統制と結びついた「課程制」との格差の問題もある。全国の「講座制」以外の大学は、「講座制なみの研究・教育条件を」という要求を掲げている現実を、「報告書」はどう考えているのだろうか」。

- 3) 大学改革諸案のなかで講座制がどのようにあつかわれているかを列挙する余裕はないが、とりあえず大野雅敏・菅野芳彦「わが国の職階制問題と大学改革試案にみられるその方向」（日本教育学会大学教育研究委員会『大学教育についての研究』中間報告、同委員会1971年9月刊、孔版）に改革動向が整理展望されているので参照されたい。

4) 筑波新大学の研究組織プランに関する資料としては、『筑波新大学の創設準備について（第1次まとめ）』（案）（昭和47年7月）東京教育大学『筑波新大学に関する基本計画案』（昭和46年6月）『筑波大学（仮称）設置要綱案』（昭和47年10月）等参照。

5) 名古屋帝大物理学教室の改革を導いた理論とその体制については、坂田昌一「科学と方法」（寺崎編『戦後の大学論』評論社1970年刊所収）参照。

6) 千家達郎「大学は民主化されているか」（『教育』1948年8・9月合併号、寺崎編前掲書所収）。

7) 「1人1講座制をとる法学部の場合、講座制の弊害はありえない」という反批判は大学管理法問題のころから折にふれて聞かれた。筆者はむしろこの問題に関して法学関係当事者に、法学の研究教育体制の視点からの所見を聞かせていただきたく思う。ただし、法学関係者の中でも、今次の大学紛争に関連して、講座制に関する本格的分析の端緒はあらわれている。たとえば石井紫郎（東京大学法学部助教授）は、講座制の理念型に対する批判と、講座制の運営その他の面における現実への批判との混同をいましつつ、講座の「ヘルシャフト」としての性格にメスを入れ、とくに教授会との関連において次のように指摘している。ここで想定されている講座制の「理念型」については歴史研究の立場から疑問なきをえないし、一方、法制度論的アプローチという特色が逆に学問分野毎の違いという重要な視点を欠落させている、といった問題点をもたらしているが、注目すべき理論化の試みであるといえる。

「……講座は、研究・教育と管理・運営の基礎単位であり、教授・助教授・講師・助手・大学院生（論理的にいえば院生は本来制度的には講座から自由な存在である筈だが、現実には指導教授制を媒介として講座の中に組み入れられている）といった身分秩序の中に、それぞれの構成員が全人格的に位置づけられている、という意味において、講座はヘルシャフトとしての性格をもっている。右のような身分秩序は研究と教育に共通するヒエラルキーであることはいうまでもないが、同時にそれは管理・運営体制のラインを形成している。殊にわが国の場合、学生の大学間における流動性欠如及び各大学内での学生集団自治の脆弱性の故に、学生が事实上各教室、各学科（講座と若干次元を異にするが）に恒常的に所属していることが多い関係で、講座制ヘルシャフトは学生を抱えこむことが稀でなく、したがって講座という管理体制は学生をも（丸抱え）されている大学院生以上の構成員の場合と全く同じでないに

せよ）その対象としていることがしばしばである。このことは從来学生処分の際に「事情聴取」その他に関して「指導教授」及至ゼミの教授が一学生にとって有利であれ不利であれ一公式もしくは非公式に一定の役割を果した場合があることに示されている。教授会とはまさに、右のような講座制ヘルシャフトの首長＝ヘルの身分的連合体であって、それ自身貴族政的色彩を濃厚に有している。このために教授会の代表である学部長・評議員の地位は *primus inter pares* のそれに近く、——法律的な建前は別として——実際においては近代的な意味での代表とは必ずしもいえず、中世的な「強制委任」にも似て、細目にわたって教授会の意思に拘束されることが稀ではない。紛争の過程で大学当局が迅速な処理を欠いたのも、ひとつにはこのような講座制ヘルシャフトに基づき教授会の貴族的性格によるものではないだろうか」（「『教授会の自治』とその責任」、『世界』1969年4月）

8) 講座制に関するこのような研究は、少なくとも日本の研究者によるものとしてはまだ発表されていないようである。学部制度に関しては横尾壯英（広島大学助教授）によるきわめて示唆的な比較制度史的研究が発表されているが（横尾「ドイツにおける学部（Fakultät）の形成とその特色」国立教育研究所高等教育総合研究比較研究部門中間報告(2)、『ドイツ高等教育に関する研究報告Ⅰ』1972年刊所収）講座制についてはまだこれからのお題である。筆者としては、この小論が外国大学史研究者による今後の研究の誘因となることを願っている。

9) わが国の講座制についてそれを通観した研究はまだない。わずかに須川義弘（元名古屋大学事務局長）による私家版『講座白書』（1956年、孔版）があるが、大学の事務官の立場から、講座の法制史的アウトラインをのべたものである。海後宗臣（東京大学名誉教授）と筆者の共著『大学教育』（戦後日本の教育改革9、1969年、東京大学出版会刊）では、とくに戦後における講座制の問題にふれた（第二章第五節、新制大学再編成の動向）が、これも制度史的アプローチが中心であり、しかも全体を展望するものではない。

これらの中には、山本潔（法政大学）による分析「大学における研究・教育体制の現状——国立大学の構成単位としての「講座制」について—東京大学の事例——」（『日本の科学者』1968年3月刊、第2巻4号、通巻10号）は、ノート風の論稿ながら、歴史的・実践的観点をもりこんだ講座制の展開と機能についての注目すべき検討である。とくに

論者の専攻もあって、経済学の研究と教育における講座制の機能を論じているのが貴重である。小論ではこの研究に対してもいくつかの異論を提出することにならうが、多くの示唆をうけた。

10) 本稿ができた段階で筆者は京都大学大学問題検討委員会答申『大学の未来像について』(1972年9月作成、10月17日発表)を入手することができた。一部新聞報道でも伝えられたように、この改革構想の中心的特色の一つは、既存の学部・研究所・教養部等の枠にとらわれず、これをはずして、新しく「部」制度を設け、これを研究と教育の基礎単位とする点にあると思われる。この答申においても、現行の講座制の検討の部分とこの改革案の関係については、なお理解できない点があるが、本答申の第Ⅱ部第2章「研究の現場の現状と問題点」には、講座制の運営に関するきわめて注目すべき分析が見出される。

すなわち同答申は講座制の弊害について一般的指摘の必要性を認めつつも「古典的講座制が、現実に学問の諸分野において、どのように変形して機能し運営されているか、かつその変形をもたらした内的、外的諸要因は何かを一層明かにする」(56ページ)ことに重点をおいた分析がなされているのである。

この分析によれば、講座制の研究上の機能は、全学的規模で概観すると次の三つの典型に分けることができるという。すなわち(1)個人研究の色彩の濃い場合(主として人文・社会科学の分野)、(2)講座の規模が実質的に機能している場合(主として理、工、農等自然科学の分野)、(3)研究グループ制の場合(自然科学の新分野の場合)であり、そのおのおのについて、運営と問題点とが慎重に検討されている。これは専門分野別の視点をふくむ実践的な分析であり、恐らくこれまでわが国で発表された講座制論の中で局外者に説得力をもちうる分析の一つではあるまい。また講座制研究の枠組としても貴重な示唆を含んでいるように思われる。

I 明治期における講座制の導入

—その原型の成立

1 「講座」の法規定

日本の大学に講座制が導入されたのは、1893年(明治26)であった。

先にのべた東京大学の第一次報告書や、学生側の報告書、あるいは最近公刊されたカミングスによる研究¹⁾も、すべて講座制の「原型」に関して論及しているが、いずれもその「原型」を、一講座に教授1名、助

教授1名、助手1~3名をおき、それが教官組織の最小単位として予算上の配分を受け、研究教育を行ない、講座の首長としての教授が、その責任者としての地位を占めるものというかたちでとらえている。この点では、日本の講座制を歴史的変容に即してとらえた山本潔の論稿(前節註9)も例外ではなく、日本の講座制すなわち明治期に研究と教育の単位として導入された講座制は、大正期にいたって、助教授も教育(=講義)を担当するというかたちで大きな変貌をとげた、というのである。

これらの日本の講座制の「原型」に関する記述は、少なくとも講座制の法令上の規定からみるかぎり、事実誤認をふくんでいる。そればかりでなく、このように視点を限定してしまうことによって、明治期日本になぜ講座制が導入されたか、その際にあらわれた日本的な特質は何であったかが理解できなくなる。1893年という日清戦争直前の時点での講座制が導入されたのは、学問史的にもかなり重要な事実であって、私たちは、日本の講座制の「原型」をまずこの時点でとらえなければならない。

さて、この時日本の大学(具体的には、当時唯一の「大学」であった帝国大学—後の東京帝国大学)にとり入れられた講座制は、(1)制度的には1講座1教授で編成されるものであり、(2)講座制だけが単独で導入されたものではなく、帝国大学教官の職務俸制度とセットにしたかたちで導入され、(3)この二つの制度の結合の構造それ自体が講座制導入の政策意図を表現していた、という三つの観点からとらえられるべきものと思われる。

まず、導入当初の講座の組織に関する側面をあらわす諸法令の中から関係条文を摘要しておこう。

① 帝国大学令中改正(1893年8月11日勅82)

第17条 各分科大学ニ講座ヲ置キ教授ヲシテ之ヲ
担任セシム
教授ヲ欲ク場合ニ於テハ助教授又ハ嘱託講師ヲ
シテ講座ヲ担任セシムルコトアルヘシ

第18条 講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

② 帝国大学官制(1893年8月11日、勅83)

第6条 各分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ
教 授
助 教 授
助 手
書 記

第7条 教授ハ奏任又ハ勅任トス 各分科大学ニ
置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ
指導ス

教授ニシテ分科大学長及医科大学医院長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ
専任教授ハ七十五人ヲ以テ定員トシ其ノ勅任トナス者ハ十二人以内トス

第8条 助教授ハ奏任トス 教授ヲ助ケテ授業及実験ニ從事ス
専任助教授ハ三十五人ヲ以テ定員トス

第9条 助手ハ判任トス 教官ノ指揮ヲ受ケ學術技芸ニ關スル職務ニ服ス
助手ハ八十人ヲ以テ定員トス

③ 帝国大学各分科大学講座ノ種類及其数（1893年9月8日，勅93）
〔各分科大学の講座の種類・数を列記したもの一略〕

④ 帝国大学各分科大学講座ニ關スル職務分担方（1893年9月18日，勅94）
帝国大学各分科大学ニ於テ臨時ノ必要ニ依リ教授助教授若クハ講座ヲシテ一講座ニ屬スル職務ヲ分担セシムル場合ニ於テ教授助教授ニ分給スペキ職務俸及講師ニ分給スペキ手当ハ合シテ其ノ講座ニ對スル職務俸ノ年額ヲ越ユルコトヲ得ス
〔附則——実施年月日，略〕

上記のうち，①の17条，②の7条をみれば，この講座制が，1講座につき1人の教授職者をもって構成するものであったことは確かであり，専任教授を欠く分野についてのみ助教授・講師が担当するものとなっていた。後の時代の，教官定員を含む講座制の場合には，教授と助教授の数は原則として同じでなければならぬわけであるが，②の第7条と第8条に明らかなように，教授と助教授の定員はそもそも約2：1であり，教授と助教授とがセットになって講座を担当するという制度では全くなかったのである。それは，職務俸制度と深く関連した④の条文をみても明瞭なことであり，講座に属する職務を教授と助教授が分担することは「各分科大学ニ於テ臨時ノ必要ニ依リ」行われる制度であったから，わざわざ単行勅令を發してまでそのような場合の職務俸の分配方法をきめておかねばならなかったのである。

さらに，②の帝国大学官制は，日本の官立大学史においてはじめて制定されたものであって，それ以前には大学には独立した官制はなかった。この中で，教授は，はっきりと講座の責任者として学生の“教授”と“研究指導”的二つの職務を担当するものとなっているが（②の7条），助教授はとくに講座担当者ではなく，教授を助けて“教授”と“実験”に從事するものとされている（②の8条）。このような言葉が大学関

係法令のなかに登場したのもこの時がはじめてである。“教授”，“研究指導”，“授業”，“実験”などのタームがこれらの条文のなかで使い分けられているけれども，その一つ一つがどのような違いをもつかは必ずしも明瞭でない。ただ，これらの言葉，あるいは教授助教授の職務に関するわが国最初の規定が講座制の採用と同時に現われたのであることを考慮すれば，導入当初の講座制は，大学内の研究体制の整備のためというよりは，むしろ学内の教育体制の整備を主眼として，組織されたということができるようと思ふ。それは教授を首長とする研究者組織ではなく，個々の教授が責任者となって遂行するティーチングと研究指導との領域を制度化したものということができよう。

ちなみに，“講座”という言葉は，上述の諸法令の成文化される過程では，かなり長い期間「講坐」と記されていた。それは「講座」のもつ広がりよりもさらにせまく，その意味で Lehrstuhl の直訳に近い。1人1席という上述の法制の趣旨をかえってよくあらわしているともいえるのである。

さて，第二の，講座制と職務俸制との関連の問題に移ろう。

関連法文を摘記すれば下の通りである。

- ① 帝国大学教官俸給令（1893年8月11日，勅84）
 - 第一条 各分科大学教授助教授ノ俸給ハ分チテ本俸及職務俸トス
 - 第二条 教授ノ本俸ハ第一表助教授ノ本俸ハ第二表ニ依ル
教授ニシテ学術上著明ノ効績アリ五年以上一級俸ヲ受クル者ハ特ニ一級俸ノ三分ノ一以内ヲ増給スルコトヲ得但本令施行前年俸二千四百円以上ヲ受ケタル者ハ其ノ年数ヲ通算スルコトヲ得教授ニシテ分科大学長又ハ医院長ニ補セラレタル者ハ本俸年額千六百円迄ヲ給スルコトヲ得
 - 第三条 各講座ニ職務俸ヲ附ス
各講座ニ對スル職務俸ハ学科ノ種類職務ノ繁簡ニ從ヒ年額四百円以上千円以下トシ文部大臣之ヲ定ム
 - 第四条 教授ハ其ノ担任スル所ノ講座ニ對スル職務俸ヲ受ク
助教授ニシテ講座ヲ担任スル者ハ其ノ講座ニ對スル職務俸ノ半額ヲ受ク
 - 第五条 助教授ハ学科ノ種類職務ノ繁簡ニ從ヒ年額二百円以上五百円以下ノ職務俸ヲ受ク
 - 第六条 教授ニシテ二箇ノ講座ヲ担任スル場合ニ於テハ其ノ兼任スル所ノ講座ニ對スル職務俸ノ半額ヲ加給ス
 - 第七条 講師ヲ嘱託シテ講座ヲ担任セシムルトキ

ハ其ノ講座ニ附スル職務俸ノ内ヨリ年額六百円以下ノ手当ヲ給ス

第八条 一時他ノ公務ニ從事シ若ハ特ニ学術上ノ必要ニ由リ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ一時講座ヲ担任セス又ハ職務ヲ離ル者ハ二年以内ヲ限り仍本俸ヲ給スルコトヲ得

第九条 講義又ハ職務ヲ厥クコト三週日以上ニ及フ者ハ其ノ日ヨリ職務俸ヲ給セス

第十条 本令ノ施行ニ關スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一条 本令ハ明治二十六年九月十一日ヨリ施行ス

第一表

一級俸	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸
千二百円	千百円	千円	九百円	八百円
十五人	十五人	十五人	十五人	十五人

第二表

一級俸	二級俸	三級俸	四級俸
六百円	五百円	四百円	三百円
八人	九人	九人	九人

これが、帝国大学の教官だけを対象として適用されるべき俸給に関するはじめての単行法令であったことは、さきの官制の場合と同じである。それ以前は、帝国大学の教官は、他の文部省直轄諸学校や図書館の高等官と同じ法令によって、俸給を定められていた（「帝国大学文部省直轄諸学校及図書館高等官俸給令」1891年7月、勅139）のであるが、この時以後は別建の俸給制度を適用されるようになったわけである。

このような画期的ともいえる俸給制度改革の理由の一つが、「職務俸制度」の導入だったことは疑いない。上の条文からも明かなように、この時帝国大学教授の給与体系は本俸と職務俸の二本立てとなり、その職務俸は「講座ニ對スル」もので、原則として教授に対して給付され、講座を担当する場合に限り、助教授又は講師にも給付される。ただし、講師に対しては手当としてある。そして重要なことは、第3条の2項に明かなように、職務俸額は、「学科ノ種類職務ノ繁簡ニ従ヒ」文部大臣が決定することとなっていた点である。このことは、職務俸額が本俸の半額又はそれ以上にも及ぶ高額なものであったことと合わせて、きわめて注目すべき点である。なお、先掲④の勅令は、講座組織の法令として掲げたけれども、内容的には職務俸額に関する規定としてみることができる。

このように、講座制の導入と職務俸制度の創設とは、わかつがたく密接なものとして進められ、いずれも1893年の8月から——9月学年始期制をとっていた当時の帝国大学制度からすれば、1893—94学年度から——実施されたのであった。帝国大学総長に対しては文部大臣より同年8月11日附で講座の種類およびその数に関する諮問が行われ、総長は改正帝国大学令第8条に評議会審議事項の第二に「講座ノ種類ニ付諮詢ノ件」と規定されたことに従い、これを帝国大学評議会に諮詢し、その議を経て8月17日文部大臣あてに答申し、文部大臣はそれに加除修正をほどこし、9月7日の閣議を経て、直ちに勅令として公布した。これが先掲④の勅令「帝国大学各分科大学講座ノ種類及其数」である。このようにして講座制は出発した。

では、講座制はどのような政策的意図のもとにこの時導入されたのだろうか。職務俸制との結合の構造それ自体の中にそれを探るカギがある、と先に記したが、この問題を知るために、私たちはまず、講座制と職務俸制の立案過程を考察しておく必要がある。

2 「講座制」の立案過程

講座制の企画・立案を推進したのは、第5代文部大臣であった井上毅である。井上は、松方正義の後をうけて第二次伊藤内閣を組織した伊藤博文の懇請によつて、1893年（明治26）3月に入閣した。

井上が文部大臣に就任してから2年5ヶ月間の在任期間に教育の分野で何を行なったかについては、現在国学院大学図書館に所蔵されている「梧陰文庫」の中の800点にのぼる文書群がその全容を示してくれる。筆者は海後宗臣（東京大学名誉教授）を中心とする共同研究²⁾によって、その中の帝国大学関係文書群を精査する機会をもったが、その仕事を通じて、井上が講座制を導入した推進者であったこと、講座制の実施に関して彼が文相としてどのような関与をしたかということ、彼がこの制度の導入をはかった意図は何であったかということ、等々について、史料的根拠をもつ答えをうることができた。その内容を結論的にいえば、次のようである。

第一。講座制は1893年にはじめて立案されたのではなく、すでに1890年（明治23）に一度帝国大学に導入されようとしたことがあり、「講座・補助講座」のプランが当時の総長加藤弘之の手で作成されていた。これは今までで、『東京帝国大学五十年史』などが伝えていたところである³⁾。ところが、それはなぜか沙汰やみとなっていた。井上は93年に文相に就任すると、この案を参照して、さらに俸給制度の改革とこの

講座制案とを抱き合わせにして、その企画・推進に当たった。彼の文相就任が93年の3月、講座制の勅令化が同年の8月であるから、就任後わずか半年足らずの間に、井上はこの仕事をやりとげたことになる。すなわち、講座制の導入と実施は、井上文政の中できわめて大きな比重をもっていたばかりでなく、最優先性を与えていた。

第二。井上が講座制の導入を推進したさいに表面上の理由としたのは、①大学内の研究教育の責任体制、とりわけ大学教授の専攻専任を明確にする必要があること、②大学内の教官の俸給体系が年功序列型の構成となっていて、若手教官の待遇が相対的に低く、研究業績や授業時間などが全く俸給額に反映しない仕組となっているからこれを打破して業績給的・能力給的な要素を俸給制度に反映させる必要があることの二つであった。

この二点について、さまざまの公文書があるが、それを引用するのは繁雑にすぎるので、今は、井上の在世中（彼は1894年に肺結核で文相を辞任、その翌95年1月に死んだ）に脱稿された木村匡による『井上毅君教育事業小史』（1895年刊）のコメントを引用しておこう。⁴⁾

「蓋講座ハ各教授ノ担任スヘキ専門学科ヲ示シテ其責任ヲ指定スルモノナリ即チ講座ニ就キ其専門ノ學術ヲ講シ指導ヲナシ研究ヲ遂クルナリ例へハ從来法科大学ノ教授ト云へハ其法律ニ係ル学科ハ何ニテモ担任セシメ國法モ私法モ國際法モ教員ノ配置ニ依リテ互ニ受持ツコトアリ均シク數科目ニ精通スルモノトシテ之ヲ担任セシタルモノアリ然レトモ之実ニ一時止ムヲ得サルノ変通ノミ然ルニ学者モ此変通ニ慣レ世人モ怪シマサリシカ其弊ヤ雜駁ニ流レー科専攻ニ心ヲ寄スルニ遑ナキニ至リ隨テ講義モ精到ナルヲ得サルノ嫌アリシハ自然ノ勢ナリ今講座制ヲ定メ其職務ニ對シテ専攻ノ責ヲ表明シ以テ後進ヲ導クヘキノ義務ヲ負ハシメタルナリ歐洲ニ於テ巴里大学伯林大学ノ講座ヲ担任スルハ学者終身ノ宿望ニシテ之ヲ榮譽トスルコト朝官ノ上ニアリ学者某氏ハ曾テ嘆シテ曰ク生レテ一ヒ巴里大学又ハ伯林大学某学科ノ講座ヲ担任スルヲ得ハ死シテ遺憾ナシト学者カ學問ニ專ニシテ講座カ如何ニ世ニ尊重セラルトカヲ知ルヘキナリ現今我国未タ十分ニ教官其人ヲ備フルコト能ハス一ノ教授ニシテ他ノ講座ヲ兼担スル場合アルヲ免レサルカ如キハ仍止ムヲ得スト雖講座制ノ本旨ハ實ニ前陳ノ目的ヲ達スルニ在リ

「講座制及俸給制ノ改正已來各教授ノ欠席少ク生徒一学期ノ書取ノ頁数著シク增加シタリト云」
卒直明快な文章なので説明の必要はないであろう。

ここで木村が例としてあげているのが法科大学教授の場合だけであることは注目しておいてよいが、要するに教官の「専門」「一科専攻」の条件を整えるために、講座制は不可欠の制度だというのである。井上も、前にあげた諸勅令の改正理由書（閣議への請議案。後掲）などのなかで同様のことを述べており、上の木村匡の文章が、井上の立案の理由を忠実に表述したものであることは間違いない。講座制の導入は、このように、伊藤一井上という、明治十代末プロイセン型立憲君主主義体制をめざす憲法制定作業と日本教育の「近代化」路線とをおしそすめてきた開明派政治家官僚の手で日本の大学に導入されたのである。

第三。この時の講座の西欧におけるモデルが何であったかという点について、筆者はまだ充分に明かにすることはできないが、少くとも梧陰文庫の文書のなかには、予想に反して井上がドイツの講座制を参照したことを示す文書はない。もっとも、井上文政期のきわめて初期の講座制案には、講座と補助講座をもって講座を構成するという構想を示した原案もある。それはドイツ大学の教官組織と講座制のイメージに近いということである。またそれは、1890年立案の講座制案と同一である。90年当時の総長がドイツ学者の加藤弘之だったことを考え合わせると、井上は文相就任の当初の段階では、90年の先行案を引きついでドイツ型の講座制を志向していたのかも知れない。しかし、この原案は間もなく捨てられ、俸給制度とからみ合せた講座制が本格的に立案され段階になると、補助講座はなく「講座」一本の構成となって、実施にいたるのである。

このような経過を念頭において梧陰文庫を検索すると、外国の講座制に関して記された唯一の参考資料が見出される。それは、井上が、當時文部省内の参事官であった寺田実という人物に命じて訳させたとみられる「仏国における大学の講座に関する規定抄訳」⁵⁾と題された文書である。少し長いが引用しておこう。

「仏書抄訳

講座ハ各分科大学規定ノ学科ニ相当ス 各講座ハ一ノ確定物ニシテ其數ニ制限アラス 各分科大学ニ於テ其学科ノ數ニ応スル講座ノ數ヲ有ス 而シテ學術ノ進歩ハ新講座ノ設置及旧講座ノ変更ヲ要スルコトアリ 其設置若クハ変更ハ勅令ヲ以テ之ヲ布告ス
各講座ハ一名ノ正教授ニ属ス『リヤール』君千八百八十五年十二月二十八日ノ勅令ノ理由書中ニ謂ヘルアリ 曰ク講座ト正教授トハ相待テ離ルヘカラス

ト 正教授ニ於テ休職ニ在ルモ其講座ハ規定ノ名義ニ依リ其假存在ス 仮令ヒ該講座ニ於テ授業ハ講師之ヲ為スモ猶ホ然リトス 既設講座ノ正教授ハ千八百五十二年三月九日及千八百五十四年八月二十二日ノ勅令並ニ千八百八十年二月二十七日ノ法律ノ定メタル法式ヲ以テ之ヲ任命ス 詳説スレハ文部卿ハ欠員アル分科大学及高等評議会ヨリ呈出スル二個ノ推薦名簿ニ就キ撰択シタル一名ノ候補者ヲ大統領ニ上申シ大統領ニ於テ之ヲ任命スルナリ 千八百五十二年ノ勅令ニ拠レハ該第二ノ推薦ハ学区評議会ニ於テ之ヲ為セリ 然レトモ千八百八十年二月二十七日ノ法律第四条ニ曰ク分科大学ニ於ケル一講座ノ欠員アル場合ニ於テ文部高等評議会ノ掌置部ハ欠員ヲ生シタル分科大学ト共ニ二名ノ候補者ヲ上申スヘシト 第一ノ推薦ハ分科大学評議会ニ於テ之ヲ為ス 千八百八十五年ノ十二月二十八日ノ勅令第十六条ニ依レハ該評議会ハ講座欠員ノ宣告ニ就キ意見ヲ陳述シ又法律及規則ニ依リ欠員アル講座ニ對スル候補者ノ名簿ヲ呈出スト 候補者ハ三十歳以上ニシテ博士ノ学位ヲ有セザルベカラズ 又各分科大学ノ総會議ヲ規定シタル同勅令ノ第九条ニ曰ク講坐ニ欠員ヲ生シタルトキ該講座ノ存廢若クハ変更ニ就キ関係分科大学ノ意見ヲ問ヒタル後尚各分科大学総會議ノ意見ヲ問フ為ニ之ヲ召集スト 然レトモ新講座ノ設置ハ特ニ緊要ノ資金ヲ決議スル所ノ国会ニ關係ス 而シテ該講座ノ正教授ノ任命ハ前以テノ法式ヲ要スルコトナク行政権ニ属ス 同勅令第八条ニ曰ク新講座ノ正教授ハ文部卿ノ上申ニ依リ直チニ之ヲ任命スト」

ここで訳出されているものの原典は何か、またこの中に引用されている諸法令がフランス19世紀大学史のなかでどのような意味をもっているのかなどについては、フランス大学史の研究家にいざれ教えを乞いたいと思うが、この訳稿には、墨筆と朱筆で綿密なる傍点が打たれており、それらは(1)講座は分科大学の学科に相当する、(2)分科大学は学科数に応ずる講座数をもつ、(3)講座の設置廃止変更は勅令で行なう、(4)1講座を担当するのは正教授である、(5)たとえ正教授が休職して講師が授業を担当しても同様である、(6)正教授候補者は30歳以上、博士学位が必要、(7)講座の設置廃止変更には関係分科大学の意見と分科大学総會議の意見を問う、の7点についての部分である。このうち、(6)を除いてそれ以外の点は、すべて井上が帝国大学制度改革の中へ盛り込んでいるところと合致する。つまりこの訳文は、井上が講座制の立案に関してかなりに深く参考としたものと推測できるのである。

なお、この訳文には、1875年ドーエ法科大学に第12

ローマ法講座を設置するに当り大統領大元帥マジエンタ侯マクマオンが発した9月1日付勅令と、各法科大学に民事訴訟法および刑法の講座を設置する同日付勅令のそれぞれの訳文が附載されている。

第四。講座制と俸給制の組み合わせについて。この点については、はなはだ錯雜した内容をふくむ中間案があつて、簡単にはその成文過程を述べることができない。最初は講座俸のほかに「在職俸」といった俸給が考えられていた時期もあったようである。しかし、最終的には、少くともこの二つは不可分のものとして結合され、法制化された。その趣旨を簡潔直截に示すものとして、「帝国大学講座及俸給令」⁶⁾と題した閣議請議案の一つを引いておこう。

「帝国大学ハ学問ノ最高府ニシテ之レカ教官タル者ハ一身ヲ学芸ニ委シ其教授及攻究ニ專心從事スルコトヲ得セシメザルベカラズ 従テ各其専門トスルトコロニ依リ担任ヲ一定セシメ待遇ヲ優厚ニシテ地位ヲ安固ナラシムルヲ必要トス (中略)

従前大学ノ教科ト教官トノ関係ハ講座制ノ設ナキガ為ニ一定明確ナルコト能ハズシテ從テ教官ノ責任重カラザルノ感ナキニアラズ 且大学教官ハ一般行政官トハ職務ノ性質ヲ異ニシ専ラ学識ニ依リ其職ヲ荷フ者ナリ 然ルニ従前同一ノ教官ニシテ叙任ノ新旧ニ依リ等位ノ大差アルコト一般行政官ノ例ニ同ク大学教授ノ俸給ハ其制亦一般文官ニ異ナラズ 明治十九年以前ニ於テハ其人員多カラサルヲ以テ猶年功ニ従ヒ之ヲ增加スルコトヲ得テ甚シキ支障ヲ見サリシモ帝国大学令ノ發布以来其範囲広汎トナリ且學術ノ進歩ニ従ヒ学科ノ増設ヲ要シ從テ教授ヲ新任シ人員ヲ增加スルニモ拘ラス俸給予算ハ却テ他ノ政費ニ伴ヒ年々減少ヲ免レザルヲ以テ必需ノ人員ヲ給養スルコト能ハズ 故ニ新任ノ教授ハ其学識先任者ニ等ク或ハ之ニ優爾者アルモ數年ヲ経テ仍薄給ヲ得ルニ止マリ同一ノ教授ニシテ勞逸相異ナラザルモ頓ニ懸隔ノ差アルノミナラズ其ノ進路ノ望ヲ絶ツニ至レリ是レ政府ノ學識ノ士ヲ待ツノ道ニ於テ其宜キヲ得タルモノニアラズ 且学識技芸ヲ修メタル有為ノ士ハ多ク去テ他ノ官職ニ就ク者アリ 現ニ大学ノ衰頽ヲ致スノ一原因タラントス 今本俸ハ初任ヨリ遞増シテ年功ニ酬キ職務俸ハ講座又ハ講義ノ種類ニ応シ均ク勤労ヲ償ハシコトヲ期ス 此ノ如クナルトキハ稍以テ従前ノ弊ヲ革メ報償ノ途其當ヲ得ルニ近カラン (中略)

右ノ理由ニ依リ別紙帝国大学講座及俸給ニ係ル勅令案ヲ提出シテ閣議ヲ請フ」

長い引用になったが、政策立案主体であった井上の頭脳の中で、講座制と俸給制度とが不可分のものであ

ったことは明瞭に示されている。大学教官の職務の特殊性がその専門志向を要請する基盤であり、かつ専門志向を達成させるためには俸給制度に能力給・業績給的要素を加味することがまず必要だという趣旨である。上のような文章をよむとき、私たちは、当時の帝国大学がまだ発足後6年しか経っていないかったこと、「帝国大学教授」のプレスティージが明治後半期のように確立していなかったこと、教授になるための必須のコースであった欧米留学からの帰朝後、現業官庁へ転職・流出する研究者が少くなく、政府はその対策に頭を痛めていたこと、などを念頭においておく必要がある。政府・官庁の威信や魅力の方が、「自治」制すら確立していなかった大学よりもむしろ高かった時代なのである。このような大学史的状況のもとで、講座制は、大学制度「近代化」の一つの装置として導入されたのである。

以上、4点にわたって、講座制導入の経過と理由とみてきた。しかしこれらは、いずれも、政策主体の側からの史料だけにもとづいたものであり、いわば講

座制導入のタテマテである。なぜこの時期、井上らは、こうした近代化合理化政策を導入しようとしたのか、いわばそのホンネと、ホンネを生みださしめた歴史的条件とを、もう少し広い視野のもとに探っておかなければならぬ。

(第I節未完)

〔附記〕

第I節の註は、この節の後半部分のそれと合せて次号に回させていただきたい。ただ、この部分の論述について興味を持たれる読者は、海後宗臣編『井上毅の教育政策』(東京大学出版会刊、1968年)の各論第三章第一節を参照していただきたい。そこで筆者は講座制・俸給制関係勅令の立法過程をより史料に即して分析しておいた。本稿では今後、かつて上の共同研究で行なった制度史的分析を、さらに学問史的観点を加えて再構成し、講座制の学問=教育制度史的考察を行ないたいと考えている。

A B S T R A C T S

A Historical Review on KOZA-SEI (the Chair System) in Japanese Universities (I) (pp. 1—10)

Masao Terasaki*

Since the beginning of the university disputes in 1968-69, the problem of so called KOZA-SEI (the chair system) has become one of the hottest issues in Japanese academic society. Not only the radical students but also the academic staffs have suggested that KOZA-SEI had produced many evil influences on the academic life, and it should be entirely abolished in order to perform the university reform.

But in these discussions many points are left to be analyzed. Above all, the historical and social functions of KOZA-SEI have not yet been analyzed empirically. The author considers it is most important to review the historical process in which KOZA-SEI was intro-

duced into the Japanese university system and to clarify the social and academic factors by which KOZA-SEI has been modified into the style as we see at present.

On such a viewpoint, the author discusses the followig problems and quotes some original documents concerning the history of KOZA-SEI in Japan.

I. Introduction --- what kind of discussions have been going on about KOZA-SEI in post-war Japan, and what kind of viewpoints are needed to solve the confusion.

II. Historical Background(I) --- How and why KOZA-SEI was introduced into Japanese university and what kind of effects the educational leaders expected through the introduction of the system.

(continued)

*Noma Institute for Educational Research,
Tokyo.